

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 大鰐町の現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

大鰐町の洪水ハザードマップには、町内を縦断する平川に、24時間総雨量330mm、1,000年に一度の大雨が降った場合に浸水が想定される区域を表示しており、長峰地区から森山・八幡館地区まで、JR大鰐駅を中心とした住宅街・商店街が広く浸水する想定となっており、0.5m～3.0mの浸水、平川と虹貝川の合流する一部またその下流域の一部では最大5mの浸水想定区域が広がっている。

大鰐町の最近の水害としては、平成25年9月の台風18号による大雨で半壊・床上浸水などが発生、また平成22年8月には時間雨量70mmの大雨による橋の流出などがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

大鰐町の土砂災害ハザードマップには、集中豪雨などによって「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害が及ぶおそれのある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を表示している。大鰐町は周辺を山に囲まれた地形になっている関係上、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は町内の急斜面・山間部に広く分布している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1%以上3%未満の確率で発生すると予測されている。

(その他)

大鰐町の災害は、昭和初期よりほぼ水害による災害が多く、台風接近に伴う豪雨による河川の増水に帰因する被害が大半である。

(昭和38年7月：2時間に60mmの雨量で1名死亡)

(昭和41年8月：最大雨量70mmを観測し、流木による多数の橋の流失被害)

(昭和50年8月：累計雨量221mmの集中豪雨により数日間鉄道不通)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 大鰐町商工会 管内商工業者の状況

・商工業者数 295人

・小規模事業者数 276人

(内 訳)

| 業 種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） | |
|----------|-------------|---------|---------------|-----------------|
| 商工 業者 | 建設業 | 64 | 62 | 町内に広く分散している |
| | 小売業 | 70 | 67 | 町中心部に多い |
| | 飲食店・ 宿泊業 | 41 | 39 | 大部分が町中心部にある |
| | サービス業 | 65 | 63 | 町中心部に多い、7割が理美容業 |
| | その他 | 55 | 45 | |
| 合 計 | 295 | 276 | | |

(出所：大鰐町商工会調べ)

(3) これまでの取組

1) 大鰐町の取組

○大鰐町地域防災計画の策定

- ・大鰐町地域防災計画の策定（地震災害対策編、風水害等災害対策編）
- ・大鰐町業務継続計画の策定（大規模災害編）
- ・防災訓練の実施
青森県防災航空センター、弘前地区消防事務組合本部、陸上自衛隊、黒石警察署等と連携し総合防災訓練を年1回実施
- ・防災備品等の備蓄
防災備品、資機材等の備蓄、ローリングストック法による食料の備蓄推奨
- ・防災マップ作製・配布
防災意識を啓発し、平時より災害リスク等の情報提供と注意喚起

2) 大鰐町商工会の取組

- ・大鰐町商工会事業継続計画（BCP）策定
- ・事業者のBCPに関する国、県の施策の周知パンフを巡回時に配布してBCPへの取組の重要性の啓発と情報提供に努める
- ・青森県火災共済、ジブラルタル生命保険(株)、東京海上日動火災保険(株)等と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の情報提供と加入促進
- ・防災備品の備蓄（非常用発電機、投光機、水、非常食、医薬品等、品目・個数等詳細は大鰐町商工会事業継続計画（BCP）及び様式10 非常用資機材備蓄品等管理票に記載）
- ・当町が実施する防災訓練の参加及び協力
- ・災害時における防災活動に関する協定書を当町と締結

II 課題

- ・管内小規模事業者に対する国、県の施策周知やBCP策定支援事業など、取組が実施できていない事項や職員の施策に対する知識や対応のスキル向上が課題である。
- ・各種保険・共済等に関する制度の知識と運用法について全職員での習得と小規模事業者に対

する管理指導、助言が実施できる当会職員のスキルアップを図ることが重要課題である。

- ・大鰐町商工会事業継続計画（BCP）についても、策定後、日数が浅く緊急時の取組についての訓練も未実施の状況から、対応のノウハウを持つ人材の不足が生じている。
- ・非常時に必要な防災設備・備品・資機材の在庫保有状況については不十分な状況であり、今後の計画的な備蓄の促進を図る必要がある。
- ・事業継続計画策定後の訓練実施や備蓄資源の定期点検等を実施し、更にPDCAのマネジメントサイクルを回し、より業務継続計画の実効性を高める必要がある。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな応急復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会は当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導を中心に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 大鰯町商工会の事業継続計画の作成

令和2年度中に申請

3) 関係団体等との連携

- ・青森県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・青森県・当町他関係機関への普及啓発ポスター等掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認するとともに、青森県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、計画を見直しする等、より実効性の高い事業者BCPにするための支援を行う。

- ・「大鰐町事業継続力強化支援協議会（仮称）」（構成員：大鰐町商工会、大鰐町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）の発生を仮定し、当町及び青森県商工会連合会等関係機関との連絡手段の確認等を実施する（訓練は必要に応じて実施）
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考とする。

〈2. 発災後の対策〉

当町地域防災計画では、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた、地区内小規模事業者への支援を行うための応急対策の方針を決める。

（応急対策の豪雨における例）

- ①発災が夜間休日等の場合の参集については防災マニュアルの行動基準によるが、職員自身の判断で命の危険を感じるような状況の場合は、出勤せず、本人の身の安全を確保したうえで自己の安否報告を速やかに実施し、警報解除後に安全を確認したうえで出勤する。
 - ②応急対策活動における情報収集にあたっては、地域住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集し、次いで商工業関係の被害情報を収集する。
 - ③情報の錯綜等を考慮し、報告する際は情報源を示して報告する。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

ア. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること

イ. 災害時における物価安定についての協力に関すること

ウ. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

- ・職員が被災する等により応急対策できない場合の役割分担を決める。
- ・地区内小規模事業者の大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | ・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。 |
| 被害がある | ・地区内の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない |

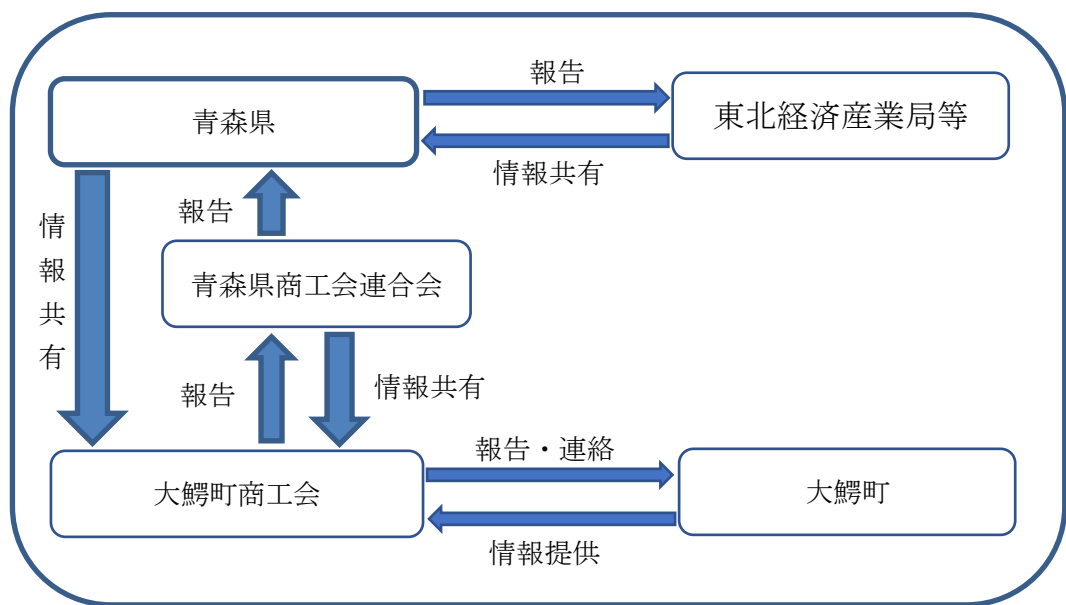
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

- ・当町で取りまとめた「大鰯町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・当会は当町と共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。また、国・県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する（大鰐町商工会館）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

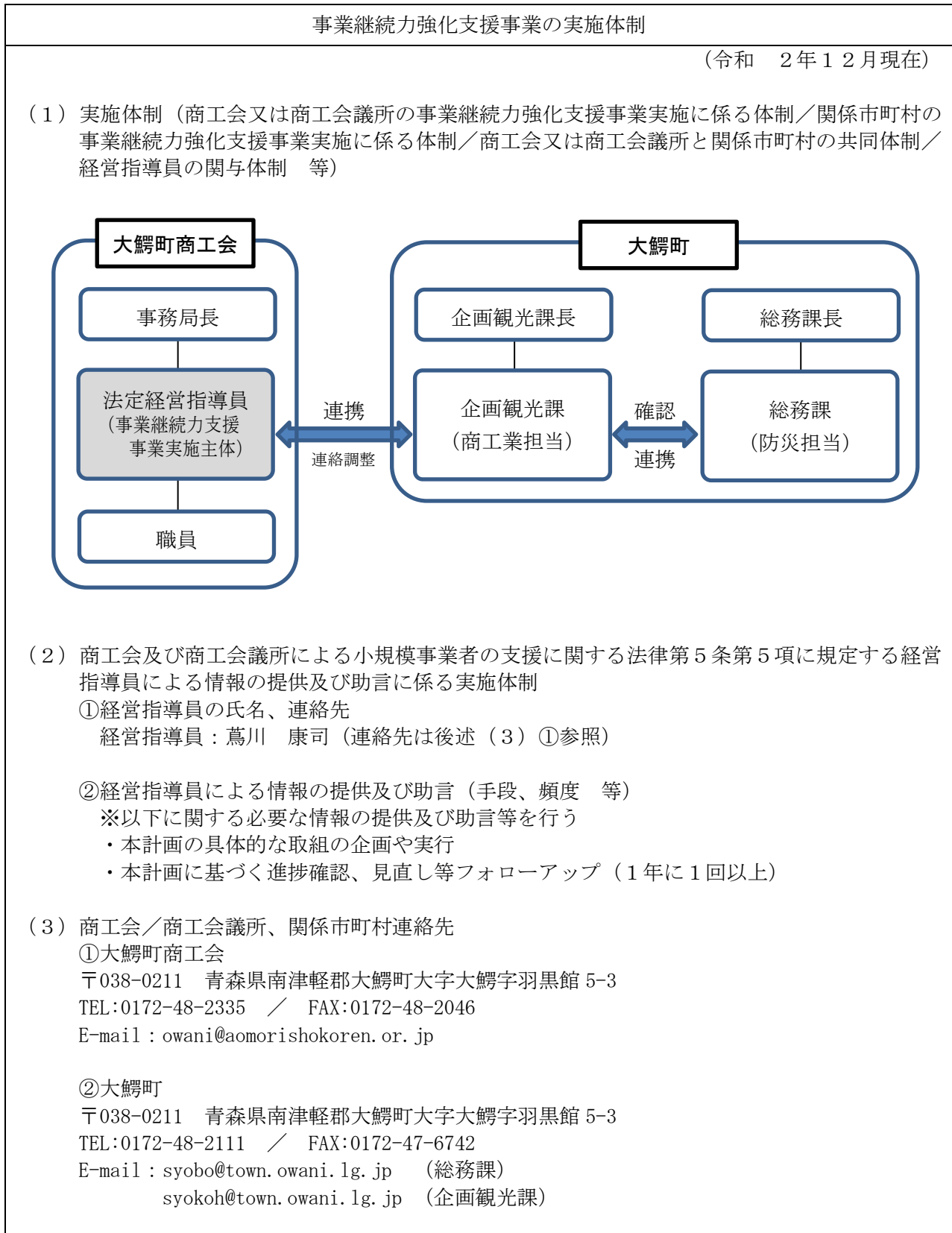
- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| ・ 専門家派遣費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ 協議会運営費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ・ セミナー開催費 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| ・ チラシ等作成、通信費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ 防災、感染症対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-----------------|
| 会費収入、事業収入、補助金 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。